九〇・二五	ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計（記録装置を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらを組み合わせた物品								
九〇二五・一	温度計及びパイロメーター（その他の機器と組み合わせたものを除く。）								
九〇二五・一九	その他のもの	無税 B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	一六七	
九〇二五・九〇	部分品及び附属品	無税 B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	一六八	一九二
九〇・二六	液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器（例えば、流量計、液位計、マノメーター及び熱流量計。第九〇・一四項、第九〇・一五項、第九〇・二八項又は第九〇・三二項の機器を除く。）								
九〇二六・九〇	部分品及び附属品	無税 B	無税	二〇一六	二〇一六		無税		一九二
九〇・二七	物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨脹、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱量、音量又は光量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びミクロトーム								
九〇二七・一〇	ガス又は煙の分析機器	無税 B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	一六九	
九〇二七・八〇	その他の機器	無税 B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	一七〇	
九〇二七・九〇	ミクロトーム並びに部分品及び附属品	無税 B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	一七一	一九二
九〇・二八	気体用、液体用又は電気用の積算計器及びその検定用計器								
九〇二八・三〇	電気用計器	無税 B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	一七二	
九〇二八・九〇	部分品及び附属品	無税 B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	一七三	
九〇・三〇	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第九〇・二八項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器								
九〇三〇・一〇	電離放射線の測定用又は検出用の機器	無税 B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	一七四	
九〇三〇・二〇	オシロスコープ及びオシログラフ	無税 B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	一七五	
九〇三〇・三	電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器								
九〇三〇・三一	マルチメーター（記録装置を有しないもの）	無税 B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	一七六	
九〇三〇・三二	マルチメーター（記録装置を有するもの）	無税 B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	一七七	
九〇三〇・三三	その他のもの（記録装置を有しないもの）	無税 B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	一七八	
九〇三〇・三九	その他のもの（記録装置を有するもの）	無税 B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	一七九	
九〇三〇・八	その他の機器								
九〇三〇・八四	その他のもの（記録装置を有するものに限る。）	無税 B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	一八〇	
九〇三〇・八九	その他のもの	無税 B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	一八一	
九〇三〇・九〇	部分品及び附属品	無税 B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	一八二	一九二
九〇・三一	測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機								
九〇三一・一〇	釣合試験機	無税 B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	一八三	
九〇三一・四	その他の光学式機器								
九〇三一・四九	その他のもの	無税 B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	一八四	
九〇三一・八〇	その他の機器	無税 B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	一八五	
九〇三一・九〇	部分品及び附属品	無税 B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	一八六	一九二
九〇・三二	自動調整機器								
九〇三二・二〇	マノスタット	無税 B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	一八七	
九〇三二・八	その他の機器								
九〇三二・八一	液体式又は気体式のもの	無税 B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	一八八	
九〇三二・八九	その他のもの	無税 B	無税	二〇一六	二〇一六		無税		一九二
九〇三二・九〇	部分品及び附属品	無税 B	無税	二〇一六	二〇一六		無税		一九二
九〇三三・〇〇	この類の機器の部分品及び附属品（この類の他の項に該当するものを除く。）	無税 B	無税	二〇一六	二〇一六		無税		一九二から一九四まで
九五・〇四	遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。）								
九五〇四・一〇	テレビジョン受像機を使用する種類のビデオゲーム	無税 B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	一八九	一九二
九五〇四・三〇	その他のゲーム用のもの（硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除く。）	無税 B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	一九〇	一九二
九五〇四・九〇	その他のもの	無税 B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	一九一	一九二

段階的な引下げの表

二千七年に改正された統一システムの番号	基準税率	七月一日の時点の譲許税率 二〇一六年	二〇一七年	二〇一八年	二〇一九年
三三二五・一一のうち	三・九％	無税	無税	無税	無税
三三二五・一九のうち	三・九％	無税	無税	無税	無税
三五〇六・九一	三・九％	無税	無税	無税	無税